

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(管理口座コース(預かり資産連動型)用)

本説明書は、お客様から楽天証券にお預けいただく金銭及び有価証券について、取引の概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

#### ○管理口座コース(預かり残高連動型)適用時、基本手数料(\*)

IFA 取扱口座のお客様が管理口座コース(預かり残高連動型)の適用を受けたときは、その適用月及び適用後1か月を経過するごとに以下の基本手数料をいただきます。但し、対象の口座で相続が発生した場合は、当該相続の発生を当社が確認した日までといたします。

当該基本手数料は、計算対象月の原則、翌月第2営業日目にお客様の証券総合取引口座の預り金より引き去る方法もしくはお客様が開設した楽天銀行の預金口座からの自動引落によりお支払いいただきます。この際、証券総合取引口座の預り金もしくは楽天銀行の預金残高の額が不足しており基本手数料の引落が正常に行われなかった場合は、速やかに不足額を証券総合取引口座にご入金ください。なお、基本手数料のお支払いがないときは、当社の預り金、保護預り証券等の返還等のご請求には応じないことがあります。

なお本コースの適用開始日は、原則、毎月最終営業日から5営業日前までに当社がお申込みを受付けた場合は翌月1日、それ以降のお申込みの場合は翌々月1日とし、適用開始日の属する月の途中で他のコースへ変更することはできません。

#### **【基本手数料(\*)】**

お客様の証券総合取引口座の有価証券等の評価額の合計額(※)に1/100を乗じ、さらに365日で除して得られた数字に消費税を加えた金額を毎日算出し、計算対象月の各日における当該金額の合計額を基本手数料としていただきます。なお、日々の基本手数料は小数点以下切捨てとします。

(※)下記に分類されるものの時価(約定日を基準とします。)の合計額を指します。なお、外貨建て資産の評価にあたっては当社所定の為替レートを用いることとします。

- ・ 国内株式(現物のみ、ETF/ETN 及び REIT を含みます。) ※1、※2
- ・ 外国株式(米国株式、中国株式、シンガポール株式、タイ株式、インドネシア株式およびマレーシア株式) ※2
- ・ 債券(時価評価にあたって用いる単価は、全て発行時の単価を用います。)
- ・ 投資信託
- ・ MMF
- ・ 預り金(外貨預り金を含みます。) ※3

※1 貸株サービスをご利用中の銘柄を含みます。

※2 単元未満株式を含みます。

※3 お客様の証券総合取引口座に邦貨預り金がある場合、当該預り金の額を上限とし、前日までのお預り資産をもとに算出したその日までの基本手数料合計分を、当日のお預り資産全体の評価額から差引き、当該差引いた金額をもって当日の基本手数料の計算対象とします。

(※) なお、やむを得ず上記と異なる方法で評価を行う場合があり、その際はお客様に通知をいたします。

#### **有価証券の移管について**

○他の金融機関へ投資信託を移管される場合には、1銘柄あたり3,300円（税抜3,000円）の事務手数料を頂戴いたします。

#### **贈与手続きについて**

○IFA専用口座では、お客様がお持ちの有価証券（株式・投資信託・債券）を当社に口座をお持ちの他のお客様に贈与される場合には料金を頂戴いたしません。

○IFA専用口座では、有価証券を他の金融機関口座へ贈与する場合は、事務手数料を有価証券の移管と同様の扱いとします。

#### **この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません**

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### **金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要**

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要なお金及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

#### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、有価証券の売買の取次ぎ等に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けております。

#### **この契約の終了事由**

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

## 当社の概要

商号等 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者  
本店所在地 〒107-0062 東京都港区南青山2丁目6-21  
加入協会 日本証券業協会  
資本金 19,495百万円  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 1999年3月

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

#### 取扱口座 お客様専用ダイヤル

フリーダイヤル：0120-885-696

携帯電話から(有料)：03-6739-3356

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

(2022年9月)